事業主・労働保険事務組合の皆さまへ

労働保険料は口座振替が便利です！

労働保険料および一般拠出金の納付には、口座振替が利用できます。

「 口座振替による納付 」のメリット

1. **保険料納付のために、毎回金融機関の窓口へ行く手間や待ち時間が解消されます。**
2. **納付の“忘れ”や“遅れ”がなくなるため、延滞金を課される心配がありません。**
   ※口座振替の手続を一度行えば、次の納期以降も継続して引き落としが行われます。
3. **手数料はかかりません。**
4. **保険料の引き落としに最大約２カ月ゆとりができます。**

保険料を延納（分割納付）している場合には、
第１期、第２期、第３期での分割で口座振替の引き落としが行われます。

	全期または第１期	第２期	第３期
通常の納期限	７月10日	10月31日(※)	１月31日 (※)
口座振替による納付日（引き落とし日）	**９月６日**	**11月14日**	**２月14日**
ゆとり日数	**58日**	**14日**	**14日**

※労働保険事務組合については、第２期、第３期の納期限がそれぞれ
11月14日、2月14日であり、口座振替による納付日と同日となります。

口座振替の手続きについては、裏面をご覧ください。→→→

厚生労働省

かんたんな手続きで完了

口座振替の申込手続きは以下の通りです。

① 申込用紙を入手

申込用紙は以下のいずれかの方法で入手できます。

- ▶ **お近くの労働局・労働基準監督署の窓口**
- ▶ **厚生労働省ホームページからダウンロード**

検索　厚生労働省　労働保険　口座振替

② 金融機関の窓口へ提出

下の締切日に注意して、申込用紙を提出してください。

※一部の金融機関ではお取り扱いできません。
対象の金融機関については厚生労働省ホームページ（上記）でご確認ください。

＜各期の申込締切日・口座振替日＞

	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
全期または第１期	申込締切日 2月25日 →							口座振替納付日 9月6日					
第２期							申込締切日 8月14日 →			口座振替納付日 11月14日			
第３期									申込締切日 10月11日 →				口座振替納付日 2月14日

※申込締切日を過ぎて提出された場合は、次の期からの振替となります。
※該当日が土・日・祝日の場合には、その後の最初の金融機関の営業日となります。

引き落とし前後には、ハガキでお知らせします

◎　**毎回、引き落とし日（口座振替納付日）の約３週間前に引き落とし内容をハガキでお知らせします。**

◎　**引き落とし後も、約３週間で引き落とし結果をハガキでお知らせします。振替日に保険料の引き落としができなかった場合も、ご連絡させていただきます。**

ぜひ、労働保険料の口座振替をご活用ください！

口座振替に関する詳しい内容やご不明な点は、
最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署までお問い合わせください。